

平成 21 年 2 月 10 日

各 位

上場会社名 株式会社アールテック・ウエノ  
(コード番号：4573 大証ヘラクレス)  
本社所在地 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 7 号  
代 表 者 代表取締役社長 橋寺 由紀子  
問 合 せ 先 執行役員ビジネス開発部長 高根 理絵  
電 話 番 号 03 (3596) 8011

## 内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 10 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 内部統制システム構築に関する基本方針（業務の適正を確保するための体制）

##### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「経営理念」及び「コンプライアンス規程」を制定し、その主旨の周知を通じて、取締役及び使用人が法令や定款はもとより、諸規則に則り行動することを確保するための体制を整備する。
- (2) 内部監査室は、業務監査、会計監査、特命監査を行い、監査報告書を作成し、代表取締役に報告する。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「文書情報管理規程」に基づき、取締役会及び経営会議等の議事録及び参考資料等重要な文書を保存・管理する。
- (2) 監査役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できる。

##### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業上のリスク管理に関する基本方針として「危機管理規程」を制定し、全社の管理すべきリスクを具体的に抽出するとともに、リスクの回避・拡大の防止・最小化に向け適切に管理する体制を整備する。
- (2) 重大なリスクが発生した場合は、代表取締役社長がリスクの内容に応じて対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行うことにより、リスクの拡大を防止する体制を整える。

##### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営目標を定めるとともに、全社経営計画を基に各部署が具体的な方針を策定する。
- (2) 経営会議を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任するとともに、必要に応じて各種委員会を設置し、外部有識者の意見を聴取する。
- (3) 職務権限規程及び業務分掌規程に基づき、各職位の責任と権限を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、責任体制を確立する。

##### 5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 該当なし。

**6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- (1) 監査役の求めに応じて当社が補助使用人を置く場合には、その人事につき監査役と十分協議した上で決定する。
- (2) 補助使用人は、取締役、内部監査室等の指揮命令を受けないこととする。

**7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は、定期的もしくは随時に、または監査役の求めに応じ、監査役に対し、業務に関する所要の事項を報告する。

**8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 代表取締役は、定期的及び必要に応じて随時、監査役と会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、意思疎通を図る。
- (2) 監査役が社内の主要な会議への出席、重要書類の閲覧、各部署の調査等を行い得る体制を整備する。

**9. 財務報告の信頼性を確保するための体制**

金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

**10. 反社会的勢力排除に向けた基本方針**

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、必要に応じて警察、顧問弁護士等、外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図るものとする。

以 上